

議第 2 号

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 29 年 2 月 24 日山形県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 47 条の 5」を「第 47 条の 6」に改める。

第 2 条中「協議会は、山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会」に、「設置する」を「協議会を設置する」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 教育委員会は、協議会を設置するときは、あらかじめ、協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会が学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）に対してその旨を通知するものとする。

第 3 条を削り、第 4 条第 1 項中「指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）」を「対象学校」に改め、同条第 2 項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「第 47 条の 5 第 4 項又は第 5 項」を「第 47 条の 6 第 6 項又は第 7 項」に、「指定学校」を「対象学校」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 協議会は、当該対象学校の職員の任用に関して、第 3 条の校長が定める基本的な方針の実現に資する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条第 2 項中「その活動状況」を「学校運営及び学校運営への必要な支援に関する協議の結果」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校
協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条第 2 項第 1 号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条第 2 項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条第 1 項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条第 1 項第 1 号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条の見出しを「(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)」に改め、
同条第 1 項中「行う」を「行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対
象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協
議会の適正な運営を確保するための措置を講ずる」に改め、同条第 2 項中「指定学校」
を「対象学校」に改め、同条を第 12 条とする。

第 14 条を削り、第 15 条第 2 項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第 13
条とする。

第 16 条を第 14 条とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第 3 条第 1 項の規定により指定を受けてい
る学校は、改正後の第 2 条第 1 項本文の規定により学校運営協議会を設置された学
校とみなす。

提 案 理 由

現行規則における学校運営協議会の指定が令和 2 年 3 月 31 日で終了することに伴
う規定の整備

令和 2 年 2 月 12 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の5</u>の規定により、山形県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の6</u>の規定により、山形県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(設置) 第2条 協議会は、山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び県立学校の校長の権限と責任の下、保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）及び地域住民等が学校運営に参画し学校との連携を強めることにより、学校と保護者及び地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童又は生徒の健全な育成を図ることを目的として<u>設置する</u>。</p>	<p>(設置) 第2条 <u>山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会</u>及び県立学校の校長の権限と責任の下、保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）及び地域住民等が学校運営に参画し学校との連携を強めることにより、学校と保護者及び地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童又は生徒の健全な育成を図ることを目的として、<u>協議会を設置する</u>。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>教育委員会は、協議会を設置するときは、あらかじめ、協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会が学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）に対してその旨を通知するものとする。</u></p>
<p>(指定) 第3条 <u>教育委員会は、前条の目的が達成でき、協議会の設置が適当と認める学校を、協議会を設置する学校として指定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>2 <u>校長は、前項の指定（以下「指定」という。）を受けようとするときは、教育委員会に指定の申請をしなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>指定の期間は3年とする。</u></p>	
<p>4 <u>教育委員会は、前項に規定する期間後、再度の指定をすることができる。</u></p>	
<p>(協議会の承認を得なければならない事項)</p>	<p>(協議会の承認を得なければならない事項)</p>
<p>第4条 <u>指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</u></p>	<p>第3条 <u>対象学校</u>の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p>
<p>(1) 学校の経営計画に関する事項</p>	<p>(1) 学校の経営計画に関する事項</p>
<p>(2) 教育課程の編成に関する事項</p>	<p>(2) 教育課程の編成に関する事項</p>
<p>(3) 学校の組織編制に関する事項</p>	<p>(3) 学校の組織編制に関する事項</p>
<p>(4) 施設及び設備の管理及び整備に関する事項</p>	<p>(4) 施設及び設備の管理及び整備に関する事項</p>
<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</p>
<p>2 <u>指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</u></p>	<p>2 <u>対象学校</u>の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p>
<p>(意見聴取)</p>	<p>(意見聴取)</p>
<p>第5条 協議会は、法第47条の5第4項又は第5項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該<u>指定学校</u>の校長の意見を聴取するものとする。</p>	<p>第4条 協議会は、<u>法第47条の6第6項又は第7項</u>の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該<u>対象学校</u>の校長の意見を聴取するものとする。</p>

<p>(新設)</p> <p>(運営状況に関する評価及び情報提供)</p> <p>第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該<u>指定学校</u>の運営状況について評価を行うものとする。</p> <p>2 協議会は、保護者及び地域住民等に対して、<u>その活動状況</u>に関する情報提供に努めるものとする。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。</p> <p>(1) <u>指定学校</u>に在籍する児童又は生徒の保護者</p> <p>(2) <u>指定学校</u>の所在する地域住民</p>	<p>2 <u>協議会は、当該対象学校の職員の任用に関して、第3条の校長が定める基本的な方針の実現に資する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。</u></p> <p>(運営状況に関する評価及び情報提供)</p> <p>第5条 協議会は、毎年度1回以上、当該<u>対象学校</u>の運営状況について評価を行うものとする。</p> <p>2 協議会は、保護者及び地域住民等に対して、<u>学校運営及び学校運営への必要な支援に関する協議の結果</u>に関する情報提供に努めるものとする。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。</p> <p>(1) <u>対象学校</u>に在籍する児童又は生徒の保護者</p> <p>(2) <u>対象学校</u>の所在する地域住民</p> <p>(3) <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(3) <u>指定学校</u>の校長</p> <p>(4) <u>指定学校</u>の教員及び事務職員</p> <p>(5) 学識経験を有する者</p> <p>(6) 関係機関の職員</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が<u>適当と認める者</u></p> <p>3～4 一略一</p> <p>(任期)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>(守秘義務等)</p> <p>第9条 一略一</p> <p>2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 協議会又は<u>指定学校</u>の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 一略一</p> <p>(会長及び副会長)</p>	<p>(4) <u>対象学校</u>の校長</p> <p>(5) <u>対象学校</u>の教員及び事務職員</p> <p>(6) 学識経験を有する者</p> <p>(7) 関係機関の職員</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が<u>適当と認める者</u></p> <p>3～4 一略一</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>(守秘義務等)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 協議会又は<u>対象学校</u>の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 一略一</p> <p>(会長及び副会長)</p>
<p>第10条 一略一</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該<u>指定学校</u>の校長、教員及び事務職員は、会長及び副会長となることができない。</p> <p>3～4 一略一</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 協議会の会議は、会長が当該<u>指定学校</u>の校長と協議の上、招集する。</p> <p>2～5 一略一</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第12条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。</p> <p>(1) 当該<u>指定学校</u>の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により</p>	<p>第9条 一略一</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該<u>対象学校</u>の校長、教員及び事務職員は、会長及び副会長となることができない。</p> <p>3～4 一略一</p> <p>(会議)</p> <p>第10条 協議会の会議は、会長が当該<u>対象学校</u>の校長と協議の上、招集する。</p> <p>2～5 一略一</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第11条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。</p> <p>(1) 当該<u>対象学校</u>の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により協議</p>

<p>協議会が公開すべきでないとした場合 2～3 一略一 (指導及び助言) 第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする。</p> <p>2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。 (指定の取消し) 第14条 教育委員会は、前条第1項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校の指定を取り消すことができる。 (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合 (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合</p> <p>2 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を校長に交付しなければならない。 (委員の解任) 第15条 一略一 2 当該指定学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。 3 一略一 (委任) 第16条 一略一</p>	<p>会が公開すべきでないとした場合 2～3 一略一 (協議会の適正な運営の確保のために必要な措置) 第12条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。</p> <p>2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。 (削除) (委員の解任) 第13条 一略一 2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。 3 一略一 (委任) 第14条 一略一</p>
---	--

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する 規則の制定について（概要）

1. 改正理由

現行規則において設置されている学校運営協議会の指定が令和2年3月31日で終了するため、それに伴う規定の整備を行うもの

2. 改正規則

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

3. 主な改正内容

- ・学校運営協議会の設置の努力義務化に伴い、「指定」を「対象」に改める
- ・協議の結果に関する保護者及び地域住民等への情報提供

4. 施行期日

公布の日から施行する

○学校運営協議会について

学校運営協議会は、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

議第 3 号

県立高校再編整備基本計画の一部改定について

県立高校再編整備基本計画について、「県立高校の再編整備に関する基本方針」を別添のとおり変更する。

提 案 理 由

人口減少社会の中、地域から求められている学校の役割が増加しており、また国も地域振興の核として高等学校教育の質の向上に取り組む方針を示しているなど、学校を取り巻く状況に変化が生じていることに対応し、再編整備に関する基本方針の変更を提案するものである。

令和2年2月12日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

県立高校再編整備基本計画「県立高校の再編整備に関する基本方針」新旧対照表

現 行	改 定 案
<p>(ア) ー略ー</p> <p>(イ) 1学年当たり2学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の3分の2に満たない場合は、その翌年度から入学定員を1学級分に減じ、更にその2年後に分校とします。ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮します。</p> <p>(ウ) 1学年当たり1学級の学校[※]については、<u>入学者数が2年連続して入学定員の2分の1に満たない場合は、交通事情等の地域の実情に配慮しながら、原則としてその2年後に募集停止とします。</u></p> <p>※ この場合、分校も1つの学校と見なします。</p>	<p>(ア) ー略ー</p> <p>(イ) 1学年当たり2学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の3分の2に満たない場合は、その翌年度から入学定員を1学級分に減じます。ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮します。</p> <p>(ウ) 1学年当たり1学級の学校^{※1}については、<u>学校が所在する市町等の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町等で構成する「学校魅力化に係る地域連携協議会(仮称)」等において、学校の魅力化、活性化策を検討し、3年間を目処として実施します。</u></p> <p><u>実施後においても、入学者に増加傾向が見られない場合^{※2}は、設置主体を含めた学校の在り方について、地元市町と改めて協議することとします。</u></p> <p>※1 この場合、分校も1つの学校と見なします。 ※2 目安として、入学者数が2年連続して入学定員の2分の1に満たない場合とします。</p>

県立高校の再編整備基準の変更案について

1 これまでの経過について

- 今年度、第6次山形県教育振興計画（後期計画）の検討に合わせ、再編基準の見直しも含め、小規模校の在り方について検討
 - 令和元年10月中 小規模校の地元市町への意見聴取を実施
 - 令和元年10月31日 小規模校の在り方に係る懇談会を実施
(有識者、学校関係者、教育関係者、10名)

2 再編整備基準の変更案について

現行

- (ア) 再編整備による新しい学校づくりなどを通して、高校として望ましい学校規模（1学年当たり4～8学級）を確保し、教育の質的な向上と学校の活力の保持を図ることを基本とします。なお、1学年当たり4学級を下回る学校については、キャンパス制の導入や地域との連携等により、教育環境の改善に努めます。
- (イ) 1学年当たり2学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の3分の2に満たない場合は、その翌年度から入学定員を1学級分に減じ、更にその2年後に分校とします。ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮します。
- (ウ) 1学年当たり1学級の学校*については、入学者数が2年連続して入学定員の2分の1に満たない場合は、交通事情等の地域の実情に配慮しながら、原則としてその2年後に募集停止とします。 ※この場合、分校も1つの学校と見なします。

変更案



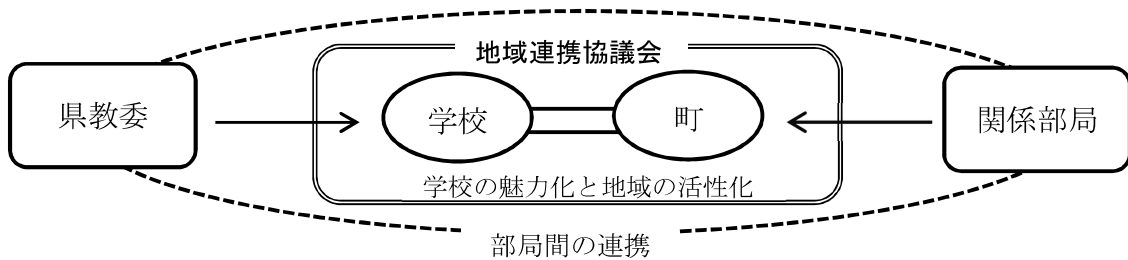
- (ア) (現行と同じ)
- (イ) 1学年当たり2学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の3分の2に満たない場合は、その翌年度から入学定員を1学級分に減じます。ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮します。
- (ウ) 1学年当たり1学級の学校*¹については、学校が所在する市町等の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町等で構成する「学校魅力化に係る地域連携協議会（仮称）」を設置し、学校の魅力化、活性化策を、3年間を目処として実施します。
実施後においても、入学者に増加傾向が見られない場合*²は、設置主体を含めた学校の在り方について、地元市町と改めて協議することとします。
※1 この場合、分校も1つの学校と見なします。
※2 目安として、入学者数が2年連続して入学定員の2分の1に満たない場合とします。

- (イ) 1学年当たり2学級の学校については、分校化に関する記述を削除する。
- (ウ) 1学年当たり1学級の学校については、地元自治体に存続の意向を確認した上で、「学校魅力化に係る地域連携協議会（仮称）」を設置し、魅力化・活性化策を3年間を目処に実施する。実施後の入学者数の推移によっては、学校の在り方について、改めて地元自治体と協議することとする。

3 「学校魅力化に係る地域連携協議会（仮称）」について

- 「学校魅力化に係る地域連携協議会（仮称）」（以下、「協議会」という）は、1学年当たり1学級の学校が所在する自治体ごとに設置する。
- 県と地元地域が連携、協働して、入学者の確保や学校の魅力化、地域の活性化に3年間を目処に取り組む。
- 協議会は地元市町と学校が主体となって運営し、教育庁と関係部局等が連携しながら側面からサポートする。

〈協議会のイメージ〉



〈想定される協議会のメンバー構成の例〉

- 町部局、町教委関係職員、商工会関係者、学校関係者、同窓会代表、PTA 代表等

〈想定される主な取組みの例〉

- 入学生徒の確保・・・学校説明会等広報の充実など
- 特色ある教育活動の実施・・・地元産業界等の協力による長期インターンシップ
ボランティア活動の実施
地域をフィールドとした探究型学習の実施など
- 地域からの支援策の検討・・・高校魅力化シンポジウム、住民との対話集会の実施
地域住民へのアンケート調査の実施など

4 今後の進め方について

- 1月22日（水）～2月5日（水） 変更案についてのパブリック・コメントの実施
小規模校（1学級規模校）の地元自治体への説明
- 2月12日（水）2月定例教育委員会に付議（再編整備基本計画の改定）

再編基準の変更案に係るパブリック・コメント（意見募集）の結果概要について

令和2年2月12日 高校教育課

1 意見募集期間

令和2年1月22日～令和2年2月5日

2 提出された意見の件数

変更案に係る意見8件、その他の意見6件

3 提出された意見の概要

【変更案に係る意見】

- 現在設置されている高校すべてが地域の担い手を育てる重要な場であり、所在する自治体にとっては不可欠である。「地域連携協議会」の設置は地域の声を大切にし、ニーズを正確に反映した活性化策を打ち出せるものとして賛成である。
- 既に地域と連携した活動や小学生への学習支援なども行っており、存続の方向につながる変更案に賛成である。
- 県立ではあるが地域の学校という側面もあり、独自に多大な支援を行っている町もある。今後も県行政、高校、町行政、町民、関係団体が一緒になって学校づくりをしていくべきだ。
- 地域独自の活性化プランを官民挙げて構築し、実践していくことで高校の入学者も確保し、地域の活性化にもつながる。
- 活性化に向けた取組が小規模校だけでなく各高校、小中学校でも実践できれば山形県全体の教育力の向上につながる。
- 過疎の進んだ地域では公共交通機関の利用も限られており、学校の統廃合は通学するハードルを高くすることになりかねない。小規模校がより存続につながる変更案に賛成する。
- 学校の規模が大きい方が多くの部活動を設置できたり、生徒も多くの仲間に出会ったりすることができる。切磋琢磨できる環境を整えるためには最低でも1学年当たり3学級程度の生徒数が必要であり、学校を統廃合し集約させるべきだ。（2）
- 県、各自治体も財政的な余裕は無尽蔵ではない。1学年当たり1学級規模となった時点では、これまでの再編基準で再編整備を進めることが妥当である。学校設備なども充実させることができるため、コンパクトシティなどのまちづくりの考えなどからも限りある予算や人材を集中させるほうがよい。（2）

【その他の意見】

- 特別支援教育でもきめ細かい、手厚い指導、支援を行っている。今後も、教育ニーズに応じたきめ細かい支援などで魅力ある学校づくりを進めてもらいたい。「通級による指導」のできる学校の複数設置が必要である（3）
- 不登校など様々な事情を抱えた生徒に対応できるよう、高校の定員はあまり減らさないでほしい。

- より多くの高校でもインターンシップなど地域企業などと連携し実業経験などを学べる機会がほしい。地域産業と一体となった担い手の要請が可能となる特色ある学校の設置を期待する（２）
- 高校時代から若手起業家、ベンチャー育成などにつながる学びを準備してほしい。
- 都市部への人口集中を回避するためには、魅力ある学科の新設が必要であり、森林環境科や芸術科、地域文化創造科など地域の魅力を取り入れた学科や、持続可能な社会の構成に寄与する専門性の高い学科など県内唯一の学科の新設し特色を図るべきだ。（２）
- 交通の発達や、学校のカリキュラムの多様化などに対応し、他の都道府県などの受験、もしくは他の都道府県、学区からの受験もしやすい環境をつくるべきだ。